

**市有地壳却
一般競争入札案内書**

八街市八街字谷上は 25 番 4

八街市財政課

令和 8 年 2 月 2 日発行

この案内書には、入札の参加方法や入札物件についての案内等を掲載していますので、内容を熟読の上、入札にご参加ください。

なお、入札物件については、入札の前に現地及び関係する諸規制を、必ずご自身で確認するようにしてください。

＜開札までのスケジュール＞

入札公告	令和8年2月2日（月）
入札案内書配布期間	令和8年2月2日（月）～令和8年2月16日（月）
入札受付期間	令和8年2月2日（月）～令和8年2月16日（月） (土曜、日曜、国民の祝日・休日を除く。)
※受付時間は午前8時30分～午後5時	
（正午から午後1時までを除く。）	
※郵送の場合は 令和8年2月16日（月）必着	
開 札	令和8年2月18日（水）

＜問合せ先＞

〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
八街市財政課資産経営係（八街市役所第一庁舎2階）
電話 043-443-1117
FAX 043-444-0815
E-mail zaisei@city.yachimata.lg.jp

【目 次】

	ページ
<入札案内>	
◆ 入札物件	1
◆ 市有地壳却一般競争入札について	2
第1 入札物件	2
第2 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項	2
第3 現地の確認と資料の配布	3
第4 入札期間・場所	3
第5 入札手続き	4
第6 開札	6
第7 落札者の決定	7
第8 契約の締結等	7
第9 契約保証金	7
第10 売買代金の支払い方法	7
第11 所有権の移転等	8
第12 契約等に必要な費用	8
第13 公租公課の負担	8
第14 契約不適合責任	8
第15 利用の制限	9
第16 実地調査等	9
第17 違約金	9
第18 契約の不履行	10
第19 入札結果の公表	10
第20 その他注意事項	10
◆ 地方自治法施行令(抄)	11
◆ 必要書類一覧	12
◆ 市有財産(土地)売買契約書(案)(様式)	13
◆ 物件調書	20
<入札関係様式>	
◆ 各様式記載例	22
◆ 「入札参加申込書兼入札保証金提出書」様式	35
◆ 「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」様式	37
◆ 「誓約書」様式	38
◆ 「入札書」様式	39
◆ 「委任状」様式	40
◆ 「納付書兼領収書」様式(本案内書に添付のものを使用してください。)	

入札物件

土地の所在	地目	地積 (m ²)	用途地域等	建ぺい率 容積率 (%)	最低売却価格
八街市 八街字 谷上は	25番4	(登記簿) 384.00 (実測) 384.24	無指定	60 200	3,140,000円

※必ず現地及び関係諸規制等を確認の上、入札参加の申込みをしてください。

※物件は、現状有姿での引渡しです。

※本物件は、登記簿地積と実測地積が異なっております。

※「物件調書」の特記事項について、了承の上、買受希望してください。

市有地売却一般競争入札について

第1 入札物件

入札物件は、「入札物件」(1ページ)のとおりです。物件の詳細については、物件調書(20ページ以降)をご覧ください。

第2 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項

(1) 入札参加者の資格

次の①～⑤のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

① 満18歳未満の者

※ただし、その親権者などが代理人として参加できる場合は除きます。

② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者(11ページ)

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から3年を経過しない者(11ページ)

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者

⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

1. 当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するもの用に供しようとする者

2. 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は、その代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団又は暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(2) 入札参加に際しての注意事項

① 物件は、現状有姿による引渡しです。 また、当該土地に存在する工作物や樹木等においても、そのままの引渡しとなります。極力概要図に記載していますが、現況と相違している場合は、現況が優先します。

② 入札参加者は、本案内書内の物件調書を確認するとともに、必ずご自身において現地の状況及び関係する諸規制等の調査確認を行ってください。

③ 落札された場合、落札者（入札者）に対し、所有権移転登記をすることになります（途中で名義変更をすることは認められません。）。

第3 現地の確認と資料の配布

現地説明会は行いません。入札参加希望の方は、現地の確認を目的とする場合に限り、隨時入札物件への立ち入りを行うことが可能です。また、現地の確認にあたっては、近隣のご迷惑にならないように十分にご配慮ください。

八街市役所財政課において「市有地売却一般競争入札案内書（封筒及び入札保証金用納付書在中）」を配布又は郵送いたします。

※郵送でも配布します（返信用切手を貼付した封筒が必要です。）。

※資料の配布にあたっては、お名前・ご連絡先等を確認させていただきます。

【注意事項】 資料は、物件購入を検討されるための参考資料です。

現況と参考資料が相違している場合は、現況が優先します。

第4 入札期間・場所

(1) 入札期間及び受付場所

① 期 間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月16日（月）
(土曜、日曜、国民の祝日・休日を除く。)

② 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までの間は除く。)

③ 場 所 八街市役所財政課（八街市役所第一庁舎2階）
(〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29)

④ 入札方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留の方法に限ります。
令和8年2月16日（月）必着）

第5 入札手続き

(1) 入札保証金の納付方法

① 入札をする前に、各自が見積もる入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)の金額（すなわち、各自が納付する入札保証金の20倍の金額が、入札の最高限度額となります。）を入札保証金として、本案内書添付の納付書（3連納付書）を用いて、令和8年2月2日から令和8年2月16日までの間に最寄りの八街市指定（収納代理）金融機関（納付書の裏面記載）から納付してください。その際、納付書兼領収書を必ずお受け取りください。

（納付書の記載例は、25ページをご覧ください。）

例：1,000万円の価格で入札しようとする場合

$1,000\text{万円} \times 0.05 = 50\text{万円} \rightarrow 50\text{万円以上}$ の納付が必要です。

（円未満切り上げ）

【注意事項】

・ 必ず八街市指定（収納代理）金融機関で納付して下さい。ほかの金融機関では納付することができません。

・ ATM（現金自動預払機）及びインターネットによる振込は受け入れることができません。

・ 八街市指定（収納代理）金融機関の領収印のある納付書兼領収書の写しの提出がない場合、入札保証金として受け入れることができません。

・ 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

② 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札参加者が入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。なお、金融機関への振込手続には2週間程度を要しますので、その旨ご了承ください。

③ 入札保証金には、利子を付しません。

④ 入札保証金を振り込んだ後、入札をしなかった場合は、入札保証金の返還手続を行います。その場合は、財政課にご連絡ください。ただし、入札保証金の返還手続は、すべての開札が終了した後に行います。

(2) 提出書類

① 入札参加申込書兼入札保証金提出書（35～36ページに添付）

必要事項を記載してください。

入札者、共有者、代理人ともに、使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印（法人の場合は代表者印）を使用してください。

（1）により入札保証金を納付した際に受け取った納付書兼領収書の写し（領収印の押された原本の写し）を貼付し、一緒に提出してください。それぞれ、片面にて提出してください。記載例は、22～24ページにあります。

② **入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書**（37ページに添付）

入札保証金の返還が必要となった場合の振込先を記載してください。記載例は、26ページにあります。

③ **誓約書**（38ページに添付）

誓約内容を熟読し、十分に納得した上で、お申込みください。なお、代理人を立てる場合は、代理人ではなく申込者本人の提出が必要となります。また、共有を希望する場合（共同入札の場合）、共有者全員分の誓約書を提出してください。記載例は、27～28ページにあります。

④ **住所又は所在地等を証する書面**

個人の場合・・・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

法人の場合・・・登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書に限る。）

※発行日から3か月以内のものを提出してください。

※共有を希望する場合（共同入札）は、共有者全員分が必要となります。

※代理人申込の場合には、申込者本人、代理人ともに提出が必要となります。

⑤ **印鑑証明書**

申込書類に使用した印鑑の印鑑証明書を提出してください。

※発行日から3か月以内のものを提出してください。

※法人については、代表者印に係る印鑑証明書となります。

※共有を希望する場合（共同入札の場合）は、共有者全員分が必要となります。

※代理人申請の場合は、申込者本人、代理人ともに提出が必要となります。

⑥ **入札書**（39ページに添付）

29～30ページの記載例により作成してください。

⑦ **委任状**（40ページに添付）

代理人を立てる場合に必要となります。委任状に使用する印鑑は、委任者（申込者本人）、代理人ともに印鑑登録のあるものをご使用ください。記載例は、31～32ページにあります。

（3）提出方法

上記書類を、入札期間中に財政課まで持参、又は一般書留若しくは簡易書留による郵送（令和8年2月16日必着）にて提出してください。持参の場合、入札締切日の午後5時までに提出がない場合は、受付はできませんので、あらかじめ余裕を持ってお早めに提出してください。また、持参の場合は、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご了承ください。

＜提出にあたって＞

・上記（2）⑥入札書のみを長形3号封筒に入れてのり付けしてください。

（33ページ参照）。

・封緘した入札書在中封筒と、その他の提出書類を角形2号封筒などに同封

してご提出ください（34ページ参照）。

（4）受付

上記（2）の書類が整っている場合で、持参にて入札された方には、**市の受付印**を押印した入札参加申込書兼入札保証金提出書の写しをお渡しし、郵便にて提出された方には、受付後、提出された同申込書記載の住所に郵送します。これが受付の証拠となりますので、物件の引渡し又は入札保証金の返還が完了するまで保管してください。

（5）入札辞退

入札参加者は開札開始日時までは入札を辞退することができます。

入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出てください。

- ① 入札辞退届を財政課に持参する場合にあっては、開札開始日時までに受け付けします。
- ② 入札辞退届を郵送で提出する場合にあっては、開札日前日までに契約検査課に到達したものを受け付けします。なお、郵送後、財政課に電話連絡をするものとします。

入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取り扱いを受けることはありません。

第6 開札

（1）開札の日時及び場所

- ① 日 時 令和8年2月18日（水）午前9時30分から
- ② 場 所 八街市役所 第1会議室（八街市役所第一庁舎3階）

（2）開札方法

持参又は郵送された入札書の開札は、入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせて行います。なお、開札は公開で行いますので、入札参加者及び入札参加者以外も自由に傍聴することができます。ただし、会場その他の事情により、傍聴人の数を制限させていただくこともあります。

第7 落札者の決定

（1）落札者の決定

落札者の決定は、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した方を落札者として決定します。

（2）複数の同価格者がいる場合

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、開札後、指定する日時及び場所において、当該入札をした方のくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札をした方のうち、くじを引かない方がいるときは、これに代わって市の指定した当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(3) その他

再度の入札は行いません。

入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

第8 契約の締結等

売買契約の締結は、落札者決定の日から7日以内に行っていただきます。第9に記載する契約保証金をご用意の上、原則としてあらかじめお約束した日に財政課までお越しいただくことになります。

その際に、今後の手続（売買代金の支払方法、契約保証金の売買代金への充当、土地の引渡しの方法、移転登記の手続など）について、ご説明いたします。

なお、期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

第9 契約保証金

売買契約締結と同時に、契約保証金として契約金額（落札金額）の100分の10以上（円未満切上げ）を納付していただく必要がありますが、納付されている入札保証金を契約保証金に充当いたしますので、実際には、契約保証金と入札保証金との差額をご用意ください。

なお、契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

第10 売買代金の支払い方法

売買契約締結時に売買代金と契約保証金との差額を記載した納入通知書をお渡しします。売買契約の締結日から60日以内に残りの売買代金をお支払いください。

なお、市有財産（土地）売買契約書第7条により、契約保証金は、納付期限までに残りの売買代金の支払が行われなかった場合には、市に帰属します。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

また、落札者が売買代金の支払いのため、金融機関から融資を受けるにあたり、当該売却物件に抵当権を設定する場合は、あらかじめ財政課にご相談ください。

※売買代金の分割納付はできません。

第11 所有権の移転等

(1) 所有権の移転及び土地の引渡し

所有権は、売買代金全額の支払が完納されたときに移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとします。

なお、土地は、現状有姿での引渡しとなります。(当該土地に存在する工作物や樹木等がある場合は、それらも含みます。)

(2) 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、公簿地積によるものとし、(1)による所有権の移転及び土地の引渡しが行われた後、買受人(落札者)からの登記請求に基づき、市が行います(移転登記の名義は買受人です。途中で名義人を変更すること及び共有名義の場合に持分割合を変更することは認められません。)。

第12 契約等に必要な費用

売買契約書1通(市保管分)に貼付する収入印紙(買受人保管用のものに印紙は貼付不要です。)、所有権移転登記に必要な登録免許税など、本契約の締結及び履行に関する必要な一切の費用は、買受人の負担とします。

第13 公租公課の負担

売買代金の支払完了日以降における土地の公租公課については、買受人の負担とします。

第14 契約不適合責任

売買契約の締結後、売買土地に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)があることが判った場合でも、市は、契約不適合責任を負いません。ただし、買受人が、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、売買土地の引渡し後1年以内に契約不適合である旨を市に通知したときに限り、当該契約不適合に係る代金減額請求のみをすることができます。

※詳細は、「市有財産(土地)売買契約書(案)(様式)」をご確認ください。

第15 利用の制限

買受人は、落札した物件を売買契約の締結日から10年間、次の用途に使用するなどしてはなりません。なお、これに違反した場合には、違約金の支払いや契約解除の対象となります。

- ① 暴対法第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用すること。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
- ④ ①、②又は③の用に供されることを知りながら、入札物件の所有権を第三者に移転し、又は貸し出し、使用させること。

第16 実地調査等

市は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、売買土地を実地調査し、又は買受人から報告及び資料の提出を求めることがあります。

買受人は、市から要求があるときは、売買土地について利用状況を確認することができる資料を添えて売買土地の利用状況等を市に報告しなければなりません。

買受人は、正当な理由なく上記に定める実地調査等を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又は報告及び資料の提出を怠ってはなりません。

なお、これに違反した場合には、違約金の支払いの対象となります。

第17 違約金

買受人は、第15条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

第18 契約の不履行

買受人が正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後、一定期間一般競争入札に参加できないことがあります。

第19 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（土地の所在、地積、予定価格、落札金額、落札者（法人・個人の別）、入札参加者数）を公表します。

第20 その他注意事項

次の事項を了承の上、参加してください。

- (1) 買受人は、売買物件に係る物件調書、本案内書を十分に確認し、記載内容について了承の上、ご参加ください。
- (2) 公簿(登記)地積と実測地積に差がある物件については、実測地積が契約地積となります。
- (3) 現物と公告地積が符合しない場合でも、これを理由として、契約の締結を拒むことはできません。
- (4) 越境物の処理、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株、植栽、ごみ、ガラ及び碎石の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など工作物等の補修・撤去等に係る調整及び負担は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切市は行いません。全て買受人において行っていただきます。
- (5) 売買物件（工作物等を含む。）について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て買受人において行っていただきます。
- (6) 所有権移転後、分筆等のために境界確認書等を要する場合には、買受人において対応していただきます。また、これに伴う隣地土地所有者との調整等が生じた場合についても、全て買受人において対応していただきます。
- (7) 土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、物件調書に記載の事項以外にも都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の法令及び市条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は各関係部署へ確認してください。

＜問い合わせ先＞

八街市総務部財政課資産経営係（八街市役所第一庁舎2階）

電話：043-443-1117 FAX：043-444-0815

○地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、

一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

必要書類一覧

表をよく確認し、不備等のないようお願いいたします。

提出書類		参加形態		共有者全員
		個人の場合	法人の場合	
入札の時に提出する書類	入札参加申込書 兼入札保証金提出書	○ ○	○ ○	
	納付書兼領収書の写し	・八街市指定(収納代理)金融機関の領収印が押されているもの ・入札参加申込書兼入札保証金提出書の貼付欄に貼付すること		
	入札保証金返還請求書 兼口座振替依頼書	○	○	○
	誓約書 (代理人の誓約書は不要)	○	○	○ ※共有者全員分
	住民票 (発行日から3か月以内のもの)	○	—	△ (共有者が個人の場合) ※該当者全員分
	登記事項証明書 (現在事項証明書または 履歴事項証明書に限 る。) (発行日から3か月以内のもの)	—	○	△ (共有者が法人の場合) ※該当者全員分
	印鑑証明書 (発行日から3か月以内のもの)	○	○ 法人代表者のもの	○ 共有者全員分
	入札書	○	○	○
	委任状	・代理人をたてる場合のみ必要 ・本人及び代理人ともに印鑑登録のあるもので押印すること		
するもの 契約時に持参	契約書 (署名、押印したもの)	○	○	○
	契約保証金	○	○	○

※本人とは、入札参加者が個人の場合は入札参加者本人、法人の場合は法人代表者を指します。

市有財産（土地）売買契約書（案）

売扱人八街市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件の表示）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

土地の所在	地番	地目	地積（m ² ）	備考
八街市八街字谷上は	25番4	学校用地	(登記簿) 384.00 (実測) 384.24	甲は本物件について別紙実測図を乙に交付した。乙は当該実測図及び登記簿記載面積の相違を確認し、甲が本契約締結後に地積更正登記又は追加測量を行わないことを承諾する。乙は当該相違に基づく代金の増減、測量費用、地積更正手続その他一切の請求を甲に対して行わないことに同意する。

（売買代金）

第3条 売買代金は金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約を締結するにあたり、契約保証金として金 円を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第19条第3項及び第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙が、売買土地の売り払い入札参加に伴う入札保証金を甲に納入しているときは、甲において第1項の契約保証金の一部に充当するものとする。

（売買代金の納入期限）

第5条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲が発行する納入

通知書により、この契約の締結日から 60 日以内に一括して八街市指定（収納代理）金融機関に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 契約保証金は、前条に定める金額の支払を完了したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の帰属）

第7条 甲は、乙が第5条の指定日までに売買代金の支払を完了しないとき又は売買土地の引渡しまでに第19条第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

（遅延利息）

第8条 乙は、売買代金と契約保証金との差額（以下「差額代金」という。）を納期限までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、差額代金を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入したまでの日数につきその金額に年2.5%の率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲の発行する納入通知書により、一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを支払うことを要しない。

（所有権の移転及び売買土地の引渡し）

第9条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに、甲から乙へ移転するものとする。

2 前項の規定により所有権が移転したときに現況のまま売買土地の引渡しがあったものとする。

3 乙は、売買土地の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、受領書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、売買土地に含まれる工作物等が現状有姿のまま引渡されることを十分に理解し、これを使用、管理する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については自らの負担と責任において行うものとする。

（所有権の移転登記等）

第10条 乙は、前条第1項の規定により売買土地の所有権移転が行われた後、速やかに、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとする。

2 甲は、前項の乙の請求により、遅滞なく所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

3 売買土地の所有権移転の登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（公租公課の負担）

第11条 売買代金の支払完了日以降における売買土地の公租公課については、乙の負担とする。

(危険負担)

第12条 乙は、この契約締結後売買土地の引渡しまでにおいて、甲乙双方の責めに帰することのできない事由により売買土地に滅失、又はき損等の損害が生じ、甲が売買土地を引き渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

- 2 前項の場合、甲又は乙は、本契約を解除することができる。
- 3 乙は、前項の規定により本契約が解除されたときは、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。
- 4 甲は、第2項の規定により本契約が解除されたときは、受領済みの売買代金又は契約保証金を乙に返還するものとする。
- 5 前項の返還金は利子を付さない。
- 6 甲は、第2項の規定により本契約が解除されたときは、乙が負担した契約等に要した費用は返還しない。
- 7 甲は、第2項の規定により本契約が解除されたときは、乙が売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本契約締結後、売買土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であっても、甲に対し売買土地の修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約解除、その他一切の請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、甲に対し、売買土地の引渡し後1年以内に契約不適合である旨を通知したものに限り、当該契約不適合に係る代金減額のみを請求できる。

- 2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。
- 3 第1項に規定する通知が所定の期間内になされた場合において、本契約を締結した目的が達せられないときは、乙は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。
- 4 甲は、前項の規定により本契約が解除されたときは、受領済みの売買代金又は契約保証金を乙に返還するものとする。
- 5 前項の返還金は利子を付さない。
- 6 甲は、第3項の規定により本契約が解除されたときは、乙が負担した契約等に要した費用は返還しない。
- 7 甲は、第3項の規定により本契約が解除されたときは、乙が売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 8 次の各号の一に該当するときは、甲は、契約不適合の責任を負わないものとする。
 - (1) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき。

(2) 乙が、本契約締結時に本条における契約不適合を知っていたとき。

9 前条の内容については、本条の契約不適合に該当しないものとする。

(境界の疑義)

第14条 乙は、売買土地の境界について疑義が生じた場合は、自己においてその措置を講ずるものとする。また、所有権移転後において境界確認書等を要する場合についても自己において処理するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第15条 乙は、本契約の締結日から10年間、売買土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地にかかる賃借権、使用賃借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(風俗営業等の禁止)

第16条 乙は、本契約の締結日から10年間、売買土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくはこれらの用に供されることを知りながら、売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地にかかる賃借権、使用賃借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(実地調査等)

第17条 甲は、第15条及び前条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、売買土地を実地に調査し、又は乙から所要の報告を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買土地について利用状況を確認することができる資料を添えて売買土地の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第15条及び第16条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額

2 前項の違約金は、第19条第3項及び第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りはでない。

2 甲は、乙が第15条の規定に違反したとき又は乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができるものとする。

(1) 法人など（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は、その代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 乙は、甲が前項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

4 甲は、第1項又は第2項の規定により本契約を解除したときは、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

5 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由のものであるときは、甲は第1項本文の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う返還金等)

第20条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、第7条の規定により契約保証金を甲に帰属させる場合は、受領済みの売買代金から第4条第1項に定める契約保証金の額を差し引いた金額を返還するものとする。

2 前項の返還金は利子を付さない。

3 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙の負担した契約等に要した費用は返還しない。

4 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙が売買土地に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務等)

第21条 乙は、第19条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する日までに、

乙の負担において売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買土地を原状に回復させることが適當でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該売買土地の所有権移転登記の抹消登記等に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により返還された売買土地において、乙所有の残置物があるときは、その所有権を放棄したものとみなし、甲において当該残置物を処分しても異議を述べることはできない。

(損害賠償)

第22条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではない。

(返還金の相殺)

第23条 甲は、第20条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第18条第1項に定める違約金又は第19条第3項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約等の費用)

第24条 この契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

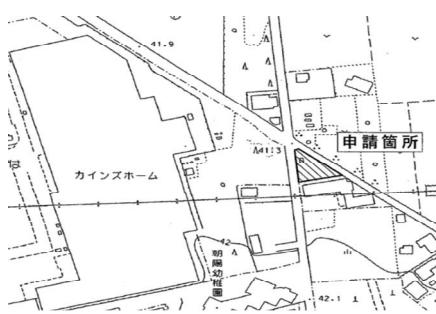
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所又は所在地 千葉県八街市八街ほ35番地29
氏名又は商号名称 八街市
及び代表者職氏名 八街市長 北村 新司 印

乙 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名 印

物件調書

区分	明細										
①財産名称	住野谷上の市有地										
②所在地	八街市八街字谷上は										
③地番、地目	25番地4 (学校用地)										
④面積	(登記簿) 384.00m ² (実測) 384.24m ²										
法令等に基づく 主な制限	<table border="1"> <tr> <td>⑤都市計画区域</td><td>非線引き区域</td></tr> <tr> <td>⑥用途地域</td><td>無指定</td></tr> <tr> <td>⑦建蔽率</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>⑧容積率</td><td>200%</td></tr> <tr> <td>⑨防火指定</td><td>無し</td></tr> </table>	⑤都市計画区域	非線引き区域	⑥用途地域	無指定	⑦建蔽率	60%	⑧容積率	200%	⑨防火指定	無し
⑤都市計画区域	非線引き区域										
⑥用途地域	無指定										
⑦建蔽率	60%										
⑧容積率	200%										
⑨防火指定	無し										
⑩接道条件	八街市道11012号線 (幅員4.7m) 八街市道2-21号線 (幅員7.2m)										
給排水等設備 の状況	<table border="1"> <tr> <td>⑪上水道</td><td>前面道路あり、引き込みなし</td></tr> <tr> <td>⑫下水道</td><td>なし</td></tr> </table>	⑪上水道	前面道路あり、引き込みなし	⑫下水道	なし						
⑪上水道	前面道路あり、引き込みなし										
⑫下水道	なし										
⑬公共交通機関	JR八街駅北口からふれあいバス北コース「朝陽幼稚園」 まで16分。下車後、徒歩2分										
⑭位置図等	 										
⑮特記事項	<p>農地、防風林、埋蔵文化財等の法令に基づく制限については確認を行っておりません。</p> <p>買主は、実測面積と登記簿面積の相違を確認し、売主が本契約締結後に地積更正登記又は追加測量をおこなわないことを承諾する。買主は、当該相違に基づく代金の増減、測量費用、地積更正手続きその他一切の請求を売主に対して行わないこととします。</p>										
⑯所管課(連絡先)	043-443-1117 財政課 資産経営係										

⑯現況写真



【記載例】入札参加申込書兼入札保証金提出書

提出日を記入

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

入札参加申込書

書き損じ等の為、事前に様式のコピーを推奨します。

本書と領収書は片面にて提出してください。（両面コピー不可）

入札者	住所又は所在地	〒		
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	次ページの記載方法を参照の上、印 記入してください。		
共有者	住所又は所在地	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名			

(注) 1. 共有者がいる場合には、各々の持分割合を氏名（法人の場合は、商号名称及び代表者職氏名）の後に記入すること。

2. 印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

代理人	住所又は所在地	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名			

下記市有地売却一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、市有地売却一般競争入札案内書、市有財産（土地）売買契約書、入札公告及び物件調書（明細図及び概要図を含む。）を熟読し、十分に理解した上で当該物件に係る入札に参加申込みをいたします。

なお、別紙誓約書に記載した内容に虚偽があり、又は誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

【入札物件】

開札日	土地の所在		
令和 年 月 日	八街市八街字谷上は25番4		

入札保証金提出書

¥マークを忘れずに記入してください。

入札金額は、入札保証金の20倍が限度です。

【入札保証金額（振込金額）】

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
¥	1	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

2. 八街市指定（収納代理）金融機関で入札保証金を振り込んだ際に受け取った納付書兼領収書の写しを貼付欄に貼り付けること。

入札参加申込書記載方法

●単独（個人）で参加する場合

入札者	住所又は所在地	〒289-1192 八街市八街ほ35番地29	電話	(043) 443 - 1111
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	ヤチマタ タロウ 八街 太郎	印 (印鑑証明書に登録した印鑑)	

●単独（法人）で参加する場合

入札者	住所又は所在地	〒289-1192 八街市八街ほ35番地29	電話	(043) 443 - 1111
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	〇〇カブシキガイシャ ダイヒヨウトリシマリヤク ヤチマタ タロウ 〇〇株式会社 代表取締役 八街 太郎	印 (印鑑証明書に登録した印鑑)	

●共有を希望する場合（共同入札の場合）（持分割合を明記してください。）

入札者	住所又は所在地	〒289-1192 八街市八街ほ35番地29	電話	(043) 443 - 1111
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	ヤチマタ タロウ 八街 太郎 持分2/3	印 (印鑑証明書に登録した印鑑)	
共有者	住所又は所在地	〒289-1192 八街市八街ほ35番地30	電話	(043) 443 - 1117
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	ヤチマタ ジロウ 八街 次郎 持分1/3	印 (印鑑証明書に登録した印鑑)	

●代理人をたてる場合

入札者	住所又は所在地	〒289-1192 八街市八街ほ35番地29	電話	(043) 443 - 1111
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	ヤチマタ タロウ 八街 太郎	印 (印鑑証明書に登録した印鑑)	
代理人	住所又は所在地	〒289-1192 八街市八街ほ35番地31	電話	(043) 443 - 1113
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	ヤチマタ サブロウ 八街 三郎	印 (印鑑証明書に登録した印鑑)	

※代理人をたてる場合は、入札者、代理人ともに押印をお願いいたします。

（注）

- 1 入札参加申込書の住所・氏名（法人の場合は、所在地・商号名称及び代表者職氏名）は、正確に記入してください。省略したり誤っていた場合は、入札が無効となる場合があります。
- 2 「入札者」「共有者」「代理人」欄に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑となります（法人の場合は、法人の代表者印）。

【記載例】 入札参加申込書兼入札保証金提出書

納付書兼領収書の写し 貼付欄

この欄に、納付書兼領収書の写しを
貼り付けてください。
入札参加申込書兼入札保証金提出書と
領収書写しは片面にて提出してください。
(両面コピーは不可)

納入通知書 兼 領収書

この領収書を必ず受け取り、写しを
入札参加申込書兼入札保証金提出書の
貼付欄に貼り付けてください。
(24ページ参照)

納入者	八街ほ35番地29 八街 太郎 様	
年度	令和7年度	
款項	会計	051歳入歳出外現金
	節	細節
051	01	31 001 001
内容	入札保証金(土地の売払い:八街市八街 字谷上は25-4)	
担当課	0	財政課 調定No
納入金額	5,000,000 円	
納入期限	年 月 日	
<p>入札者の住所及び氏名(法人の場合は、 所在地及び商号名称及び代表者職氏名)を 3ヶ所に記入してください。</p> <p>なお、共有者がいる場合は、入札参加申込 書兼入札保証金提出書に記載した入札者 (代表者)の方の住所及び氏名(法人の場 合は、所在地及び商号名称及び代表者職氏 名)を記入してください。</p>		
令和 年 月 日	領収日付印	
八街市長 北村 新司		
千葉県八街市	納付者保管	

書

納入者	八街ほ35番地29 八街 太郎 様	
年度	令和7年度	
款項	会計	051歳入歳出外現金
	項目	節 細節 細々節
051	01	01 31 001 001
内容	入札保証金(土地の売払い:八街市八街 字谷上は25-4)	
担当課	020004 財政課	調定No
納入金額	5,000,000 円	
納入期限	令和 年 月 日	
<p>上記の金額を領収済につき通知します。</p> <p>千葉県八街市会計管理者 様</p> <p>取りまとめ店 八街市指定金融機関 (千葉銀行八街支店)</p>		
領収日付印		
千葉県八街市 金融機関保管		

領 収 済 通 知 書

納入者	八街ほ35番地29 八街 太郎 様	
年度	令和7年度	
款項	会計	051歳入歳出外現金
	項目	節 細節 細々節
051	01	01 31 001 001
内容	入札保証金(土地の売払い:八街市八街 字谷上は25-4)	
担当課	020004 財政課	調定No
納入金額	5,000,000 円	
納入期限	令和 年 月 日	
<p>上記の金額を領収済につき通知します。</p> <p>千葉県八街市会計管理者 様</p> <p>取りまとめ店 八街市指定金融機関 (千葉銀行八街支店)</p>		
領収日付印		
千葉県八街市 八街市保管		

【記載例】 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 八街市長 北村 新司

(申請者)

住所又は所在地	〒289-1192 八街市八街ほ35番地29	電話	(043) 443-1111
(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	ヤチマタタロウ 八街太郎	印	

- (注) 1. 申請者は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表印）とすること。

金 1,000,000 円

入札参加申込書兼入札保証金提出書
に記載した入札保証金額と同じ金額
を記入してください。

入札物件が落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

振込先 金融 機関	○ ○	銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫						
	○ △ ○	本店・支店・支所・営業部						
預金の種類	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)						
口座名義人	(フリガナ) ヤチマタタロウ 八街太郎							

- (注) 1. 口座名義人は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、振込用の店名(数字)・口座番号・預金種目を記入すること。

【記載例】 誓 約 書

私は、令和〇年△月×日に執行される下記市有地売却一般競争入札に参加するに際して、次の事項を誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

なお、入札参加資格の確認をするため、八街市が千葉県警察本部に照会することについて同意します。

- 私は、入札公告文中の入札に参加することができない方の事項に該当する者ではありません。
- 私は、貴市の公有財産を落札した場合は、売買契約の締結日から10年間、次の用途には供しません。また、次の用途に供されることを知りながら、落札した物件の所有権を第三者に移転し、又は貸し出し、使用させることはいたしません。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途。
 - 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する用途。

記

入札物件

土地の所在

八街市八街字谷上は25-4

令和〇年△月×日

（宛先）八街市長 北村 新司

次ページの記載方法を参照の上、記入してください。

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

誓約書記載方法

●単独（個人）で入札する場合

住所又は所在地　　八街市八街ほ35番地29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名　八街　太郎　　印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

●単独（法人）で入札する場合

住所又は所在地　　八街市八街ほ35番地29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名　八街　太郎　　印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

●共有を希望する場合（共同入札の場合）

- ・共有者全員分の提出が必要です。

住所又は所在地　　八街市八街ほ35番地29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名　八街　太郎　　印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

- (注) 1 誓約書に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）となります。
2 代理人をたてる場合も、入札参加者本人の住所・氏名等を記入してください。
(代理人の住所・氏名等ではありません。)

書き損じ等の為、事前に複数枚のコピー一推奨。

【記載例】入札書

入札日を記入。

令和 ○年 △月 ×日

(宛先)八街市長 北村 新司

次ページの記載方法を参照の上、記入してください。

入札者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

代理人 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記 **¥マークを忘れずに記入してください。
入札金額は、入札保証金額の20倍が限度です。**

入札金額

萬	千	百	十	分	毫	厘	毫	千	萬
¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0

入札物件

土地の所在

八街市八街字谷上は25-4

- (注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること（法人の場合は、法人の代表者印）。ただし、代理人が入札する場合は、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、印鑑証明書に登録された印鑑を押印すること。
2. 金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

入札書記載方法

●単独（個人）で入札する場合

（1）本人（個人）が入札

入札者 住所又は所在地 八街市八街ほ35番地29

氏名又は商号名称
及び代表者職氏名
八街 太郎 印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

（2）本人（法人）が入札

入札者 住所又は所在地 八街市八街ほ35番地29

氏名又は商号名称
及び代表者職氏名
〇〇〇株式会社
代表取締役 八街 太郎 印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

（3）代理人が入札

入札者 住所又は所在地 八街市八街ほ35番地29

氏名又は商号名称
及び代表者職氏名
八街 太郎
八街市八街ほ35番地30

代理人 住所又は所在地 八街市八街ほ35番地30

氏名又は商号名称
及び代表者職氏名
八街 次郎 印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

●共有で入札する場合（持分割合を明記してください。）

（1）本人（共有者全員）が入札

入札者 住所又は所在地 八街市八街ほ35番地29

氏名又は商号名称
及び代表者職氏名
八街 太郎 持分2/3 印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

八街市八街ほ35番地30
八街 次郎 持分1/3 印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

（2）代理人が入札

入札者 住所又は所在地 八街市八街ほ35番地29

氏名又は商号名称
及び代表者職氏名
八街 太郎 持分2/3
八街市八街ほ35番地30
八街 次郎 持分1/3
八街市八街ほ35番地31

代理人 住所又は所在地 八街市八街ほ35番地31

氏名又は商号名称
及び代表者職氏名
八街 三郎 印
(印鑑証明書に登録した印鑑)

（注） 1 住所・氏名（法人の場合は、所在地・商号名称及び代表者職氏名）は、正確（印鑑証明書記載のとおり。）に記入してください。省略したり誤っていた場合は、入札が無効となる場合があります。

2 「入札者」「代理人」欄に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）となります。

【記載例】委任状

代理人

(住所又は所在地)

(氏名又は商号名称及び代表者職氏名)

代理人使用印

(電話番号)

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

令和〇年△月×日に執行される下記市有地売却一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札物件

土地の所在

八街市八街字谷上は 25-4

作成日を記入

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

次ページの記載方法を参照
の上、記入してください。

委任者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

(注)

1. 印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）を使用してください。

2. 代理人の必要な添付書類は、以下の通りです。

・代理人が個人の場合：住民票（※1）及び印鑑証明書 （それぞれ発行日から3か月以内）

・代理人が法人の場合：登記事項証明書（※2）及び印鑑証明書

（それぞれ発行日から3か月以内）

※1 住民票は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものになります。

※2 登記事項証明書は、現在事項証明書または履歴事項証明書に限ります。

委任状記載方法

【委任者】

●単独（個人）による委任の場合

住所又は所在地 八街市八街ほ 35 番地 29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名 八街 太郎 
(印鑑証明書に登録した印鑑)

●単独（法人）による委任の場合

住所又は所在地 八街市八街ほ 35 番地 29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名 ○○○○株式会社
代表取締役 八街 太郎 
(印鑑証明書に登録した印鑑)

●共有を希望する場合（共同入札の場合）（持分割合を明記してください。）

住所又は所在地 八街市八街ほ 35 番地 29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名 八街 太郎 持分 2/3 
(印鑑証明書に登録した印鑑)
八街市八街ほ 35 番地 30
八街 次郎 持分 1/3 
(印鑑証明書に登録した印鑑)

【代理人】

●代理人が個人の場合

住所又は所在地 八街市八街ほ 35 番地 29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名 八街 太郎 
(印鑑証明書に登録した印鑑)

●代理人が法人の場合

住所又は所在地 八街市八街ほ 35 番地 29
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名 ○○○○株式会社
代表取締役 八街 太郎 
(印鑑証明書に登録した印鑑)

※下記例示のような場合には、代理人をたてる必要はありません。

- ・共有を希望する場合（共同入札の場合）で、入札参加申込書の入札者（代表者）の方が入札関係書類の提出を行う場合。
- ・入札者が法人で、その従業員等が入札書等の持参を行う場合。

（注）使用する印鑑について

- ・使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）を押印してください。

入札書提出用 封筒記載例

※この封筒には入札書のみを入れ、のり付けして封をしてください。

＜表＞

(宛先) 八街市長 北村新司	入札書提出用
入札書在中	
土地の所在	八街市八街字谷上は25-4
令和 年 月 日	
入札者名	○○○ △△△
※のり付けし、封をしてください。	

※入札者名の欄に押印は必要ありません。

＜裏＞



(注) 1. 割印は1箇所とし、以下の印を押印してください。

個人の場合・・・個人の実印

法人の場合・・・法人の代表者印

それぞれ、印鑑証明書に登録された印鑑を押印してください。

代理の場合は、委任状に押印された受任者の印鑑を押印してください。

入札参加申込書等 封筒記載例

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、必ず「一般書留」又は「簡易書留」で郵送してください。(令和〇年△月×日必着)

＜表＞

千葉県八街市八街ほ35番地29
八街市役所 財政課 契約検査係 行
289
入札参加申込書等在中
切手
一般書留 又は 簡易書留

＜裏＞

土地の所在：八街市八街字谷上は25-4
開札日：令和 年 月 日
住所又は所在地：○○市○○ △△△番地
氏名又は商号名称：

(注) 1. 郵便の料金、郵送の手続方法その他については、必ず入札者自身の責任において郵便局などで確認の上、郵送してください。

入札参加申込書兼入札保証金提出書

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

入札参加申込書

入札者	住所又は所在地	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	印		
共有者	住所又は所在地	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	印		

- (注) 1. 共有者がいる場合には、各々の持分割合を氏名（法人の場合は、商号名称及び代表者職氏名）の後に記入すること。
2. 印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

代理人	住所又は所在地	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	印		

下記市有地売却一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、市有地売却一般競争入札案内書、市有財産（土地）売買契約書、入札公告及び物件調書（明細図及び概要図を含む。）を熟読し、十分に理解した上で当該物件に係る入札に参加申込みをいたします。

なお、別紙誓約書に記載した内容に虚偽があり、又は誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

【入札物件】

開札日	土地の所在
令和 年 月 日	八街市八街字谷上は25-4

入札保証金提出書

【入札保証金額（振込金額）】

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

- (注) 1. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
2. 八街市指定（収納代理）金融機関で入札保証金を振り込んだ際に受け取った納付書兼領収書の写しを貼付欄に貼り付けること。

入札参加申込書兼入札保証金提出書

納付書兼領収書の写し 貼付欄

この欄に、納付書兼領収書の写しを
貼り付けてください。
入札参加申込書兼入札保証金提出書と
領収書写しは片面にて提出してください。
(両面コピーは不可)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

(申請者)

住所又は 所在地	〒	電話	() -
(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	----- 印		

- (注) 1. 申請者は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表印）とすること。

金 円

入札物件が落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

振込先 金融機関	金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫							
		本店・支店・支所・営業部							
	預金の種類	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)						
	口座名義人	(フリガナ)							

- (注) 1. 口座名義人は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、振込用の店名(数字)・口座番号・預金種目を記入すること。

誓 約 書

私は、令和　　年　　月　　日に執行される下記市有地売却一般競争入札に参加するに際して、次の事項を誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

なお、入札参加資格の確認をするため、八街市が千葉県警察本部に照会することについて同意します。

- 1 私は、入札公告文中の入札に参加することができない方の事項に該当する者ではありません。
- 2 私は、貴市の公有財産を落札した場合は、売買契約の締結日から10年間、次の用途には供しません。また、次の用途に供されることを知りながら、落札した物件の所有権を第三者に移転し、又は貸し出し、使用させることはいたしません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する用途。

記

入札物件

土地の所在

八街市八街字谷上は25-4

令和　　年　　月　　日

(宛先) 八街市長　　北村　新司

住　所

氏　名

印

入札書

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

入札者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

代理人 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

地方自治法、同法施行令及び八街市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

入札金額

拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

入札物件

土地の所在

八街市八街字谷上は 25-4

- (注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること（法人の場合は、法人の代表者印）。ただし、代理人が入札する場合は、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、印鑑証明書に登録された印鑑を押印すること。
2. 金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

委任状

代理人

(住所又は所在地)

(氏名又は商号名称及び代表者職氏名)

代理人使用印

(電話番号)

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

令和 年 月 日に執行される下記市有地売却一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札物件

土地の所在

八街市八街字谷上は 25-4

令和 年 月 日

(宛先) 八街市長 北村 新司

委任者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

(注)

1. 印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）を使用してください。

2. 代理人の必要な添付書類は、以下の通りです。

・代理人が個人の場合：住民票（※1）及び印鑑証明書（それぞれ発行日から3か月以内）

・代理人が法人の場合：登記事項証明書（※2）及び印鑑証明書

（それぞれ発行日から3か月以内）

※1 住民票は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものになります。

※2 登記事項証明書は、現在事項証明書または履歴事項証明書に限ります。

納入通知書 兼 領収書

納入者	様					
年度	令和7年度	会計	001一般会計			
款 項 目	節	細節	細々節			
18	02	01	01	001	002	
内 容	入札保証金(土地の売払い:八街市八街字谷上は25-4)					
担当課	01020100財政課		調定No			
納入金額	円					
納入期限	令 和 年 月 日					
納入期限	八街市役所内派出 銚子商工信用組合 (株)千葉銀行 銚子信用金庫 (株)京葉銀行 (株)みずほ銀行 千葉信用金庫 (株)千葉興業銀行 千葉みらい農業協同組合					
上記金融機関の本支店で取扱います。						
上記のとおり納付して下さい。	上記のとおり 領収しました。					
令和 年 月 日	領 収 日 付 印					
八街市長 北村 新司						
千葉県八街市	納付者保管					

納付書

納入者	様					
年度	令和7年度	会計	001一般会計			
款 項 目	節	細節	細々節			
18	02	01	01	001	002	
内 容	入札保証金(土地の売払い:八街市八街字谷上は25-4)					
担当課	01020100財政課		調定No			
納入金額	円					
納入期限	令 和 年 月 日					
上記のとおり領収しました。						
領 収 日 付 印						
千葉県八街市	金融機関保管					

領收済通知書

納入者	様					
年度	令和7年度	会計	001一般会計			
款 項 目	節	細節	細々節			
18	02	01	01	001	002	
内 容	入札保証金(土地の売払い:八街市八街字谷上は25-4)					
担当課	01020100財政課		調定No			
納入金額	円					
納入期限	令 和 年 月 日					
上記の金額を領収済につき通知します。						
千葉県八街市会計管理者 様						
取りまとめ店 八街市指定金融機関 (千葉銀行八街支店)						
領 収 日 付 印						
千葉県八街市	八街市保管					